

定 款

第1章 総 則

第1条〔名 称〕

この法人は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワンといい、英文では Japan Rugby League One (略称: JRLO)と表示する。

第2条〔事務所〕

この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的および事業

第3条〔目 的〕

この法人は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の加盟団体として、この法人および、この法人の正会員となった団体に所属するラグビーチームの活動を通じて、日本におけるラグビーの育成・強化と豊かなラグビー文化の普及を図ることにより、日本国民の心身の健康に寄与するとともに、国際親善に貢献することを目的とする。

第4条〔事 業〕

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) この法人が主催する試合の運営および公式記録の作成
- (2) この法人が主催する試合に関する諸規約等の制定
- (3) 正会員で構成されるラグビーリーグの選手、指導者および審判員等の養成および登録
- (4) 正会員で構成されるラグビーリーグの試合の施設の検定および用具の認定
- (5) 放送等を通じた正会員で構成されるラグビーリーグの試合の広報普及
- (6) ラグビーおよびラグビー技術に関する調査、研究および指導
- (7) 正会員で構成されるラグビーリーグに所属する選手、指導者および関係者の福利厚生事業の実施
- (8) ラグビーに関する国際的な交流および事業の実施
- (9) ラグビーをはじめとするスポーツの振興および援助

(10) 機関紙の発行等を通じた正会員で構成されるラグビーリーグに関する広報普及

(11) ラグビーを通じた豊かな人材の養成および活用

(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

第5条〔法人の構成員〕

この法人を構成する会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同する法人または団体であり、この法人が主催する試合に参加する競技力等を有するチームを保有するもの

(2) 特別会員 第22条第2項の規定により理事長に選定された者、および公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「JRFU」という）

(3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人

(4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で会員総会の決議をもって推薦された者

2 前項の会員のうち正会員および特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第6条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第7条〔会員名簿〕

この法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成する。

第8条〔入会金および会費〕

正会員または賛助会員になろうとする者は、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員または賛助会員は、会員総会において別に定める「入会金・年会費規程」に基づく会費を納入しなければならない。

3 特別会員または名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

4 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第9条〔任意退会〕

正会員は、退会しようとする場合、退会しようとするシーズン開幕日の1年前までに、この法人に対してその旨を申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

2 賛助会員および名誉会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条〔除名〕

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、理事長が除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (4) その他の除名すべき正当な理由があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第11条〔会員資格の喪失〕

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- (3) 正会員については、その正会員の保有チームが、この法人の主催するリーグに所属しなくなったとき
- (4) 特別会員の理事長については、理事長を退任しまたは解職されたとき

第12条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名され、あるいは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第4章 会員総会

第13条〔構成〕

会員総会は、すべての社員をもって構成する。会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第14条〔権限〕

会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準ならびに入会金および会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 名誉会員の選任

- (4) 理事および監事の選任または解任
- (5) 理事および監事の報酬等の額
- (6) 事業報告、貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (7) 事業計画および収支予算に関する事項の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散および残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事

第 15 条〔開 催〕

定時会員総会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を随時開催する。

第 16 条〔招 集〕

会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第 17 条〔議 長〕

会員総会の議長は理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、理事長が予め指名した者がこれにあたる。

第 18 条〔議決権〕

会員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

第 19 条〔決 議〕

会員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 役員の一部免除
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または

監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

第20条〔決議の省略〕

理事または社員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会決議があったものとみなす。

第21条〔議事録〕

会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した社員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名または電子署名もしくは記名押印する。

第5章 役員

第22条〔役員の設定〕

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上 16名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長および専務理事を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
 - 4 代表理事以外の理事を、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。
 - 5 代表理事以外の理事を、副理事長とすることができる。

第23条〔役員を選任〕

理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事および監事は相互に兼ねることができない。
- 3 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)および会員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)、ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第 24 条〔理事の職務および権限〕

理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 各代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事および業務執行理事は、4箇月を超える間隔で各事業年度あたり2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 25 条〔監事の職務および権限〕

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3 その他監事の職務に関する内容は別途定める「監事監査規程」によるものとする。

第 26 条〔役員任期〕

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第 22 条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第 27 条〔役員解任〕

理事および監事は、その地位にふさわしくない行為があったときは、会員総会の決議によっていつでも解任することができる。

第 28 条〔役員報酬等〕

理事および監事の報酬は、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会の決議により別に定める「役員報酬および費用に関する規程」の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 29 条〔取引の制限〕

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相

反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 30 条〔責任の免除または限定〕

この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理 事 会

第 31 条〔構成〕

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 32 条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、およびその他の業務執行理事の選定ならびに解職

2 前項に定める他、理事会に関する事項は、理事会の決議により別途定める「理事会規程」によるものとする。

第 33 条〔招集〕

理事会は、各代表理事が招集する。

第 34 条〔議長〕

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 35 条〔決議〕

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 36 条〔議事録〕

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に署名または電子署名もしくは記名押印する。

第7章 実行委員会

第 37 条〔実行委員会〕

この法人は、その事業遂行のため、理事会の決議に基づき実行委員会を置く。

2 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める「実行委員会規程」によるものとする。

第8章 資産および会計

第 38 条〔資産の構成〕

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

第 39 条〔資産の管理〕

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は代表理事が理事会の決議に基づき定める。

第 40 条〔経費の支弁〕

この法人の経費は、この法人の財産をもって支弁する。

第 41 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

第 42 条〔事業計画および収支予算〕

この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第43条〔事業報告および決算〕

この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は、定時会員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時会員総会で承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第44条〔会計原則〕

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行を斟酌しなければならない。

第45条〔剰余金の処分制限〕

この法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする会員総会の決議は無効とする。

第9章 定款の変更および解散

第 46 条〔定款の変更〕

この定款は、会員総会の決議を得なければ変更することができない。

第 47 条〔解散〕

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散することができる。

第 48 条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 49 条〔公告の方法〕

この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 顧問

第 50 条〔顧問〕

この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の理事であった者の中から会員総会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について理事長または理事会の諮問に応じる。
- 4 顧問は無報酬とする。

第 12 章 執行組織

第 51 条〔執行組織〕

この法人は、法人の業務を実行するため、執行組織を置くことができる。

第 13 章 附則

第 52 条〔委任〕

この定款に定めるものの他、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 53 条〔法令の準拠〕

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人・財団法人法その他の法令に従う。

〔改正〕

2020 年 6 月 11 日

2020 年 8 月 24 日

2021 年 6 月 29 日

2021 年 9 月 30 日

2021 年 12 月 27 日